

訪の海へ、具足をきせて、今より三年目の亥の四月十二日にまづめ候へ、信玄のぞみは、天下に旗をたつべきとの儀なれども、かやうに死する上は、結句天下へのぼり仕置仕残し、汎々なる時分に、相果たるより、只今まゝ、て、信玄存命ならば、都へのぼり申べきものと、諸人批判は大慶なり、就中弓箭之事、信長家康果報のつよき者共と、取合をはじめ候故、信玄一入はやく命縮と覺たり、
略○中 かまへて四郎合戦數奇仕るべからず、略○中 信玄わづらひなりといふ共、生て居たる間は、我持の國々へ、手ざす者は有間敷候、三年の間、ふかくつ、しめとありて、御めをふさぎ給ふが、略○下

〔吉川家譜四〕弘治三年丁巳、略○中 元就公ヨリ隆元公、元春公、隆景公へ御教訓書ヲ賜フ、

尙々忘申事候ば、重而可申候、又此狀、字など落候て、てにはちがひ候事もあるべく候、御推量めさるべく候、べく候、

一 三人心持之事、今度彌可然被申談候、誠千秋萬歲太慶此事候べく候、

一 幾度申候而茂毛利と申名字之儀、涯分末代までもすたり候はぬやうに、御心がけ御心遣肝心までにて候、

一 元春隆景之事、他名之家を被續事候、雖然是者誠のとうぎの物にてこそ候へ、毛利之二字あたおろかにも思召御忘却候ては、一圓無曲事候、中々申もおろかにて候べく候、

一 雖申事舊候彌以申候、三人之半少にても、かけこへだても候は、たゞ、三人御滅亡と可被思召候べく候、餘之者には取分可替候、我等子孫と申候はん事は、別而諸人之にくまれを可蒙候間、あとさきにてこそ候へ、一人も人はもらし候まじく候、縦又か、はり候ても、名をうしなひ候て、一人二人か、り候ては、何之用にすべく候哉、不能申候、

一 隆元之事者、隆景元春をちからにして、内外様共に可被申付候、於然者何之子細あるべく候や、又隆景元春事者、當家だに堅固に候は、以其力家中々々は如存分可被申付候べく候、唯今い